

産業廃棄物処理業（収集運搬業、処分業）変更届出にかかる書類一覧

（正副 1 部ずつ提出願います。）

提出書類・添付書類		チェック
	変更届出書	<input type="checkbox"/>
1	氏名または名称の変更の場合	
	申請者が法人の場合	
	定款又は寄附行為（申請者が原本照合したもの）	<input type="checkbox"/>
	登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
	申請者が個人の場合	
	住民票の写し	<input type="checkbox"/>
2	役員（顧問・相談役・監査役等含む）、百分の五以上の株式を有する株主等又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者、政令で定める使用人、法定代理人の変更の場合	
	変更に係る者の住民票の写し及び法人の場合は当該法人の登記事項証明書※ 2	<input type="checkbox"/>
	変更に係る役員、株主、出資者、使用人、法定代理人が、精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証する書類※ 2	
	成年被後見人等でない者・・・登記されていないことの証明書 もしくは医師の診断書※ 3	<input type="checkbox"/>
	成年被後見人等である者・・・医師の診断書※ 3	<input type="checkbox"/>
	株主、出資者である法人が変更した場合・・・当該法人の登記事項証明書※ 2	<input type="checkbox"/>
3	住所、事務所及び事業場の所在地の変更の場合	
	申請者が法人の場合	
	住所の変更：変更後の登記事項証明書、付近の見取り図※ 4	<input type="checkbox"/>
	事務所及び事業場の所在地の変更：変更後の事務所及び事業場の付近の見取り図	<input type="checkbox"/>
	申請者が個人の場合	
	住所の変更：変更後の住民票の写し、付近の見取り図※ 4	<input type="checkbox"/>
	事務所及び事業場の所在地の変更：変更後の事務所及び事業場の付近の見取り図	<input type="checkbox"/>
4	事業の用に供する施設を変更、追加する場合	
	収集運搬業の場合	
	事業の用に供する施設の概要（様式第六号の二（第 2 面））	<input type="checkbox"/>
	積み替え保管をする施設を増やす場合は、積替施設又は保管施設の概要（様式第六号の二（第 3 面））及び当該施設の設置届出審査結果通知書、使用前検査適合通知書の写し	<input type="checkbox"/>
	車両・その他運搬施設の写真（様式第六号の二（第 6、7 面））	<input type="checkbox"/>
	収集運搬の具体的な計画（様式第六号の二（第 4 面））	<input type="checkbox"/>
	環境保全措置の概要（様式第六号の二（第 5 面））	<input type="checkbox"/>

		申請者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類	
		積替え保管を行う場合は、事務所・事業場の土地及び建物の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
		運搬車両の自動車検査証の写し（電子車検証が交付されていない車両の場合）	<input type="checkbox"/>
		運搬車両の自動車検査証記録事項（電子車検証が交付されている車両の場合）	<input type="checkbox"/>
		所有権がない場合、当該施設の使用権原を有することを証する書類（賃貸借契約書等）	<input type="checkbox"/>
5	事業の用に供する施設を変更、追加する場合		
	処分業の場合		
	申業者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類		
		法許可施設：産業廃棄物処理施設設置許可証、使用前検査適合通知書の写し	<input type="checkbox"/>
		条例施設：産業廃棄物処理施設設置届出審査結果通知書、使用前検査適合通知書の写し	<input type="checkbox"/>
	処分業務の具体的な計画（様式第七号の4）		<input type="checkbox"/>
<p>※1 住民票は本籍地が記載されたものとして下さい。</p> <p>※2 当該変更に係らない役員、株主、出資者、使用人、法定代理人の分のものは不要です。</p> <p>※3 医師の診断書に必要な診断項目については、参考様式を参考としてください。審査にあたり内容が不足していると判断された場合には再提出をお願いすることがあります。</p> <p>※4 事務所及び事務場付近の見取り図は事務所及び事業場の所在地が岐阜県内にあるものに限ります。岐阜県内にない場合は提出の必要はありません。</p> <p>※5 公的機関が発行する書類（住民票の写し、登記事項証明書、登記されていないことの証明書、納税証明書等）及び医師の診断書については、正本、副本ともにコピーでかまいません。ただし、原本照合をさせていただきますので、原本を持参して下さい。</p>			